

別記4 スマート農業研修教育環境整備事業 (新規就農者誘致環境整備(スマート農業導入就農型))

第1 事業の趣旨

食料・農業・農村基本計画(令和7年4月11日閣議決定)の実効性を確保するには、農業の構造転換を推進し、農業者の所得向上を図るため、効率的かつ大規模な農業を可能にするスマート農業技術を学べる環境整備が必要である。また、農業従事者が減少する中、新規就農者を育成・確保するには、地域の関係機関が連携し、農業への人材の呼び込みから、就農相談、研修、就農後の定着までの各段階において、就農希望者及び新規就農者の支援体制の構築が重要である。

このため、地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下この別記において「基盤強化法」という。))第19条第1項の地域計画をいう。以下この別記において同じ。)において将来の受け手が位置付けられていない農地等に、スマート農業技術を導入して就農を希望する者(以下この別記において「スマート農業就農希望者」という。)を誘致し、新規就農者として定着が図られるよう、複数機関が協働した効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の者に対するトータルサポート活動、そして、スマート農業就農希望者を対象としたスマート農業技術を学べる実践的な研修農場(以下この別記において「スマート農業型研修農場」という。)や就農に適した農地の整備等について、一体的に支援する。

第2 事業の概要

1 事業の種類は、以下のとおりとする。ただし、(1)は、(2)を実施する場合に限り実施することができる。

- (1) 新規就農者の誘致体制の整備(第7の1の事業)
- (2) スマート農業型研修農場の整備(第7の2の事業)
- (3) 推進事業

2 取組主体、補助内容

(1) 新規就農者の誘致体制の整備

- ア 取組主体は、第4のとおりとする。
- イ 補助対象経費は、別表1-1のとおりとする。
- ウ 補助率は定額とする。1地区当たりの補助上限は、300万円とする。

(2) スマート農業型研修農場の整備

- ア 取組主体は、第4のとおりとする。
- イ 補助対象経費は、別表1-2のとおりとする。
- ウ 補助率は2分の1以内とする。

(3) 推進事業

- ア 取組主体は、全国農業委員会ネットワーク機構(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下この別記において同じ。)とする。
- イ 補助対象経費は、取組主体への交付事務等に要する事務等経費とする。
- ウ 補助率は定額とする。

3 事業実施期間、目標年度

(1) 事業実施期間は、原則として3年間を上限とする。ただし、取組地区の採択につ

いては、毎年度行うこととする。

- (2) 目標年度は、事業実施年度の翌年度から3年後とする。成果目標は、目標年度までの3年間ににおける地域のスマート農業技術を活用する新規就農者数の増加率とする。
- (3) 農地整備等関連事業を行う場合は、事業実施計画書で定める3年間のうちに実施する計画とする。

第3 事業の仕組み

- 1 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対し、第8の3の計画に基づく事業に要する経費について、予算の範囲内で、補助金を交付する。
- 2 全国農業委員会ネットワーク機構は、取組主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県知事（以下この別記において単に「都道府県知事」という。）に対し、第8の2の計画に基づく事業に要する経費について、補助金を交付する。
- 3 都道府県は、取組主体に対し、第8の1の計画に基づく事業に要する経費について、補助金を交付する。

第4 取組主体

第2の1の（1）及び（2）の取組主体は、以下の1から3までに掲げる団体等とする。

- 1 市町村
- 2 協議会等（都道府県、市町村、農業関係団体、農業者、農業教育機関、農業や教育に関する専門家等により構成され、協議会等の運営及び意思決定の方法、事務・会計処理の方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約が定められているもの）
- 3 民間団体（農業協同組合、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、会社法人等）

第5 事業の要件

- 1 体制要件
 - (1) 都道府県、市町村、市町村農業委員会、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下この別記において同じ。）といった関係機関や農業者、農産物を買取る事業者等（以下この別記において「関係機関」という。）により、スマート農業就農希望者を誘致したり、スマート農業就農希望者及びスマート農業技術を活用する新規就農者（以下この別記において「就農前後の者」という。）を支援したりする体制（以下この別記において「誘致体制」という。）が構築されている、又はされる見込みであること。
 - (2) 誘致体制には、市町村、市町村農業委員会及び農地中間管理機構がそれぞれ参画すること。また、農業経営、農地確保、農業用施設・機械確保、資金調達、生活安定、技術習得及び販路確保に係る分野の担当機関が参画すること。ただし、第7の1の（1）に規定する複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築の実施により、誘致体制を充実化した結果、これらの機関が参画することとなる場合を含む。

2 計画要件

- (1) スマート農業導入就農型新規就農者参入促進計画（別紙様式第1号）が策定されていること。また、事業実施期間中に、当該計画をポータルサイト（新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記5の第3の2の（1）のオの「新規就農支援ポータルサイト」をいう。以下この別記において同じ。）及び就農相談等全国データベース（新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記4の第4の2の（1）のデータベースをいう。以下この別記において「全国データベース」という。）に登録すること。
- (2) 事業実施区域において、地域計画が策定されていること。くわえて、第7の2の事業を行う場合は、スマート農業型研修農場の用に供する農地、農地整備等関連事業を行う場合は、スマート農業就農希望者が新たに就農するための農地が、目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいう。以下この別記において同じ。）の新規就農者の受入可能エリア等に位置付けられること又は、目標年度までに位置付けられることが確実であると認められること。

第6 農地整備等関連事業との連携

取組主体は、以下により、農地整備等関連事業と連携して、本事業を実施することができるものとする。

1 農地整備等関連事業

取組主体は、次に掲げる事業と連携して本事業を実施することができるものとする（以下（1）から（5）までを合わせて「農地整備等関連事業」という。）。

- (1) 遊休農地解消対策事業（農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下この別記において「農地集積・集約化等実施要綱」という。）第3の1の（1）のエの事業をいう。以下この別記において同じ。）
- (2) 農地耕作条件改善事業（農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）第3に掲げる交付対象事業をいう。以下この別記において同じ。）
- (3) 畑作等促進整備事業（畑作等促進整備事業交付金交付等要綱（令和5年4月1日付け4農振第3102号農林水産事務次官依命通知）第4に掲げる交付事業を言う。以下この別記において同じ。）
- (4) 農地中間管理機構関連農地整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知）第2の1の事業をいう。以下この別記において同じ。）
- (5) その他の農地整備等に活用できる国庫補助事業（地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省経営局長（以下この別記において「経営局長」という。））、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下この別記において同じ。）がこれに準じると判断した都道府県等の事業を含む。）

2 採択時の配慮事項

事業実施計画書で定める3年間のうちに、農地整備等関連事業に着手することを計画している場合、事業の採択審査に当たり、ポイントを加算する。ただし、以下の場合においては、農地整備等関連事業を新たに実施しなくても、事業着手を計画したものとみなす。

- (1) 遊休農地解消対策事業を本事業着手年度の前年度に実施し、本事業の実施年度中に当該農地を貸し付ける予定の場合
- (2) 農地耕作条件改善事業を実施した後、事業達成状況の報告対象期間（農地耕作条件改善事業実施要綱第9に規定する事業達成状況の報告対象期間をいう。）にある場合
- (3) 畑作等促進整備事業を実施した後、達成状況の報告対象期間（畑作等促進整備事業実施要領（令和5年4月1日付け4農振第3103号農林水産省農村振興局長通知）第8に規定する達成状況の報告期間をいう。）にある場合
- (4) 農地中間管理機構関連農地整備事業を実施した後、事業達成状況の報告対象期間（農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長）別紙1の第9に規定する事業達成状況の報告対象期間をいう。）にある場合

3 整備対象農地

本事業と連携して実施する場合における農地整備等関連事業の対象とする農地は、以下のとおりとする。

- (1) 本事業により整備するスマート農業型研修農場の用に供する農地
 - (2) スマート農業就農希望者が新たに就農するための農地（スマート農業就農希望者が就農するまでの間、地域の担い手の耕作の用に供する場合を含む。）
- 4 国は本事業を円滑に実施できるよう、農地整備等関連事業の採択に当たって配慮することとする。

第7 事業の内容

1 新規就農者の誘致体制の整備（第7の2の事業に係るものに限る。）

以下の（1）から（3）までの中から必要な取組を実施するものとする。

(1) 複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築

スマート農業就農希望者の誘致体制に参画する複数の関係機関が協働し、就農前後の者の誘致・支援を効果的に行える体制を構築するために必要なコーディネータの設置、第7の2の事業や農地整備等関連事業の実施に向けた地域の合意形成、検討会の開催、先進地の視察、マニュアルの整備等の取組を実施するものとする。なお、スマート農業型研修農場の普及・展開に資するよう、必要に応じて取組地区外向けの情報発信を実施することができるものとする。

(2) 誘致の実践

地域にスマート農業就農希望者を誘致するために必要な就農前後の者の誘致・支援プログラムの作成又は充実化、地域農業のPRコンテンツの作成、就農イベントへの出展、現地見学会の開催等の取組を実施するものとする。

(3) 就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施

就農前後の者をトータルサポートするために必要な取組を実施するものとする。

ア 短期農業研修の実施

社会人や学生等のスマート農業就農希望者を対象として、以下のとおり、スマート農業に係る生産と経営に関する内容を総合的に取り扱う2日～6箇月間程度の研修を実施するものとする。

(ア) 受講予定者の就農の意思を確認すること。

(イ) 学生を対象とする場合は、学校が受講を指示、承諾するなど、学習活動の

一環として行うこと。

- (ウ) 研修コンテンツを自ら作成するため、電子機器等（別表 1－1 の費目「使用料及び賃借料」における電子機器等をいう。）が直接必要な場合、リース又はレンタル（以下この別記において「リース等」という。）によること。ただし、リース等が困難な場合や購入の方が事業実施期間において安価な場合に限り、購入することができる。
- (エ) 就農後の経営安定を図るため、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済その他の農業関係の保険加入に資する内容を研修に含めるよう努めること。
- (オ) 本研修をポータルサイトに登録し、広く周知すること。

イ 相談対応・指導等の実施

農業経営の開始・継続、農地確保、農業用施設・農業用機械の確保、資金調達、生活安定、技術習得、販路確保といった新規就農時の課題について、相談対応や指導等を行うことができる者（以下この別記において「就農支援員」という。）を設置又は依頼するものとする。

就農支援員は、誘致体制に参画する関係機関と連携し、就農前後の者からの相談対応（別表 2－1）や指導等（別表 2－2）を行うものとする。相談対応を行う場合は別表 2－1 の①から⑦まで、指導等を行う場合は別表 2－2 の①及び②の取組を必須とする。なお、以下に留意すること。

- (ア) 就農支援員は、就農前後の者に対して、相談対応や指導等を行うことのできる十分な能力を有していること。
- (イ) 就農支援員のうち 1 名以上は、スマート農業技術に関する相談対応や指導等を行うことができる十分な能力を有していること。
- (ウ) 地域の先輩農業者に就農支援員を依頼する場合、支援対象となる就農前後の者（以下この別記において「支援対象者」という。）との関係が 3 親等以内でないこと。
- (エ) 就農前の者を支援対象者とする場合、就農に向けた確たる意思を持っていることを取組主体において確認すること。
- (オ) 取組主体は、支援対象者と就農支援員の情報を別紙様式第10号により適切に取り扱い、漏えい、滅失、き損の防止その他の安全管理のため必要かつ適切な措置を講じること。

2 スマート農業型研修農場の整備

取組主体が実施する実践的な研修に要するスマート農業型研修農場を整備する。

(1) 要件

以下の要件を全て満たすこと。

ア 体制

- (ア) 取組主体（取組主体が協議会の場合は研修を主導する機関等）が定款、設置要領等及び研修計画を定めていること。
- (イ) スマート農業技術を含めて研修生を適切に指導できる者を設置すること。
- (ウ) 研修生の研修受講状況を適切に把握するとともに、その健康管理や事故防止に十分配慮すること。
- (エ) 「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業（研修農場の整備）におけ

る研修機関等の認定基準について」（令和7年3月31日付け6経営第3260号農林水産省経営局就農・女性課長通知）に基づき、就農のために必要な知識と技術を習得できる研修機関であると都道府県が認め、研修情報をポータルサイトに登録すること。

イ 研修内容

スマート農業就農希望者を対象とし、以下の要件を満たす研修を実施するものとする。ただし、研修の一部について、取組主体が整備するスマート農業型研修農場以外の農地を借り受けて実施し、都道府県の農業経営塾や農業大学校等における講習等を活用することができるものとする。また、研修の妨げにならない限り、第7の1の（3）のアの短期農業研修の実施場所とすることができるものとする。

（ア）研修期間はおおむね1年以上とし、年間おおむね1,200時間以上とすること。

（イ）研修時間のうち、実習に充てる時間が70%を下回らないこと。

（ウ）就農に必要な知識と技術を習得できる総合的な内容とし、スマート農業技術の活用に関する内容を含めること。

（エ）研修生の新規就農後の経営安定を図るため、農業保険法に基づく農業共済その他の農業関係の保険加入に資する内容を研修に含めるよう努めること。

（2）事業内容

ア スマート農業型研修農場の整備

以下のとおり、研修に必要であり、スマート農業技術が組み込まれた、農業用施設の整備や農業機械・設備の導入をするものとする。

（ア）スマート農業技術が組み込まれた、農業用施設や農業機械・設備（以下この別記において「スマート農業用施設等」という。）は、研修目的に使用する共同利用のものとする。ただし、研修以外の期間において、研修目的に使用する日数を超えない範囲で、農業経営体等の営農活動で利用することを妨げない。

（イ）農業以外の用途に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、ショベルローダー、バックホウ、パソコン、プロジェクタ等）は、補助対象としないものとする。

（ウ）事業費が整備又は導入（以下この別記において「整備等」という。）の内容ごとに50万円以上であること。中古機械又は中古施設（以下この別記において「中古施設等」という。）の場合は、これに加え、都道府県が適正と認める価格で取得されるものであること。

（エ）スマート農業用施設等は、原則として新品時の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下この別記において同じ。）がおおむね5年以上20年以下であること。ただし、スマート農業用施設等が中古施設等である場合は、これに加え、同令第3条に基づく耐用年数が2年以上のものであること（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間以上の保証があるものに限る。）。

（オ）既存のスマート農業用施設等の代替として同種・同能力のものを再整備等すること（いわゆる更新）に要する経費は、補助対象としない。

（カ）スマート農業用施設等の整備等に伴う用地の買収、賃借に要する経費及び

建設用地の造成に要する経費は、補助対象としないものとする。これらを補助対象にしたい場合、農地整備等関連事業の活用を検討すること。

(キ) 自己資金若しくは他の助成により整備等を実施中又は既に終了しているものについては、補助対象としない。

(ク) 財産管理台帳（担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下この別記において「補助金等交付要綱」という。）別記様式第10号）を作成し、法定耐用年数が経過するまでの間、保管すること。

(ケ) 本事業により導入するスマート農業用施設等は、園芸施設共済や動産総合保険等に参加すること。また、施設可能な場所での保管、その他の盗難防止等の措置を講じ、適切な管理に努めること。

(コ) スマート農業用施設等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施、複数業者からの見積り提出等により、事業費の低減に努めること。

イ スマート農業型研修農場の貸付け

研修修了生にスマート農業用施設等を貸し付ける場合は、以下によるものとする。

(ア) 貸付けの方法や相手方等は、都道府県知事との協議により決定するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(イ) 取組主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「取組主体負担（事業費一助成金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される以内の金額とする。

(ウ) 賃貸借契約は書面により行うものとする。賃貸借契約の内容は、賃貸人又は取組主体と競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意すること。

(3) その他

ア 取組主体は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により整備等したスマート農業用施設等の法定耐用年数が残存する間にスマート農業用施設等の農業研修の用途での使用が困難となった場合は、その旨を速やかに都道府県知事に報告するものとする。

イ アにより取組主体から報告を受けた都道府県知事は、遅滞なく、地方農政局長等に報告し、その指示を受けること。

ウ 事業を適切に執行するため、都道府県知事及び全国農業委員会ネットワーク機構は、必要に応じて以下の措置を講ずること。

(ア) 都道府県知事は、本事業により整備等したスマート農業用施設等について、法定耐用年数を経過するまでの間、適切に管理されているか確認するため、取組主体から報告又は資料の提出を求め、取組主体に対し適切に指導するものとする。

(イ) 全国農業委員会ネットワーク機構は、都道府県知事又は取組主体に対し、報告又は資料の提出を求め、指導及び助言を行うものとする。

エ 取組主体は、スマート農業型研修農場の整備に当たっては、市町村、市町村農業委員会及び農地中間管理機構と十分な協議し、農地関係法令を遵守すること。また、取組主体の財務状況から、安定した事業運営が可能であると認められ、事業費のうち自己負担分について、適正な資金調達が可能であると見込まれること。

オ 本事業で導入するスマート農業用施設等は、法定耐用年数を経過するまでの間、園芸施設共済等に継続的に加入するとともに、加入状況の共済組合への情報提供に協力すること。

第8 事業実施計画

1 事業実施計画書

- (1) 取組主体は、別紙様式第2号により事業実施計画書を作成し、都道府県知事に提出し、その承認を得るものとする。
- (2) 事業実施計画書について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、(1)の手続に準じて行うこととする。

2 都道府県事業実施計画書

- (1) 都道府県知事は、事業実施計画書について、別表3-1から3-3までによりポイント付けの上、別紙様式第3号により都道府県事業実施計画書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。
- (2) 国は、取組主体について、ポイントの高い順に予算の範囲内で採択するものとする。同ポイントの場合は、国費が少ない事業を優先的に採択するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、採択された取組主体に係る都道府県事業実施計画書を承認し、別紙様式第4号により都道府県知事に通知するものとする。
- (4) 都道府県事業実施計画書について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、(1)から(3)までの手続に準じて行うこととする。ただし、新たな取組主体がない場合は、ポイント付けは不要とする。
- (5) 国は、事業実施計画書が提出される前に、1並びに2の(1)及び(2)に準じて、本事業の要望を把握することとする。

3 全国事業実施計画書

- (1) 全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第5号により全国事業実施計画書を作成し、経営局長に提出するものとする。
- (2) 全国事業実施計画書について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、補助金等交付要綱第10の規定に基づく変更等承認申請書にこれを添付するものとする。
- (3) 全国農業委員会ネットワーク機構は、事業実施に関する内規を作成し、経営局長の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

第9 事業実績報告

1 事業実績報告書

取組主体は、別紙様式第2号により事業実績報告書を作成し、事業完了の日から1箇月以内に、都道府県知事に提出するものとする。

2 都道府県事業実績報告書

都道府県知事は、別紙様式第3号により都道府県事業実績報告書を作成し、補助事業の完了の日から3箇月以内に、地方農政局長等及び全国農業委員会ネットワーク機構に提出するものとする。地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、これを速やかに経営局長に提出するものとする。

3 全国事業実績報告書

全国農業委員会ネットワーク機構は、別紙様式第5号により全国事業実績報告書を作成し、補助事業の完了年度の翌年度の7月末日までに、経営局長に提出するもの

とする。

第10 達成状況報告

- 1 取組主体は、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、別紙様式第6号により達成状況報告書を作成し、各翌年度の6月末日までに、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 都道府県知事による助言・指導
 - (1) 都道府県知事は、達成状況の改善・向上に向けて、取組主体に対し、助言・指導を行うものとする。
 - (2) 都道府県知事は、別紙様式第7号により都道府県達成状況報告書を作成し、各翌年度の7月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。
 - (3) 目標年度の翌年度については、成果目標が達成されていない場合、都道府県知事は、取組主体に対して指導を行い、別紙様式第8号により改善計画書を提出させるものとする。都道府県知事は、都道府県達成状況報告書と併せて、これを地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 地方農政局長等は、必要に応じて、都道府県に助言・指導を行う。また、地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、2により提出された書類を速やかに経営局長に提出するものとする。
- 4 国は、都道府県知事に対し、必要に応じ、取組主体の事業実施状況について、報告を求めることができる。

第11 適正な執行の確保

国は、事業執行状況又は事業効果を確認するため、取組主体、誘致体制の参画機関、都道府県及び全国農業委員会ネットワーク機構に対し、必要な事項の報告を求め、現地への立入調査を行うことができる。この場合、取組主体等は、協力しなければならない。

第12 環境負荷低減に向けた取組の実施

取組主体は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下この別記において「みどりの食料システム法」という。）に基づく、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号。以下この別記において「基本方針」という。）等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

別表 1－1

第2の1の(1)の事業を実施するために直接必要となる補助対象経費の使途基準

区 分	内 容
謝 金	事業を実施するために必要となる専門知識の提供、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対し支払う、謝礼に要する経費。 謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。 また、取組主体又は取組主体である協議会の構成員組織に属する者、臨時に雇用した者等（以下この別記において「取組主体等」という。）に対しては、謝金を支払うことはできない。
旅 費	事業を実施するために必要な資料収集、各種調査、打合せ、外部有識者の招聘等に要する経費。取組主体等に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程によることができるものとする。
賃 金	事業を実施するために必要となる資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時に雇用した者に対し支払う、実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。 賃金単価については、取組主体等の賃金支給規則や法令の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 また、当該賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（賞与、住宅手当、退職給付金引当金等）については、除外して申請すること。 設定された単価等が妥当であるかを精査するため、賃金支給規則、辞令等の根拠となる資料を申請の際に添付すること。 賃金については、事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、当該事業の実施に直接関係のない当該団体の既存の業務に対する支払いはできない。 地方公共団体の職員（会計年度任用職員を除く）及び農業協同組合の正職員に支払う賃金は、補助対象経費としない。 また、取組主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。
会計年度任用職員給与等	地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を事業に従事させる場合については、地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づき、給与及び手当について、本事業への従事割合に応じて助成対象とすることができる。 この場合、給与等の額が妥当であるかを精査するため、給与等に関する条例、勤務条件通知書等の根拠となる資料を申請の際に添付するとともに、会計年度任用職員の本事業への従事割合及び従事内容を証明しなければならない。
備品費	事業を実施するために直接必要となる取得単価が5万円以上50万円未満の機器、装置、物品等の購入に必要な経費（これらの据付等にかかる経費も含む。）。 スマート農業機械・設備を除く。
消耗品費	事業を実施するために必要となる取得価格が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、原材料、生産資材、各種事務用品等の調達に必要な費用。
印刷製本費	事業を実施するために必要となる文書、研修資料、会議資料等の印刷製本の経費。

通信運搬費	事業を実施するため追加的に必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する経費は除く。）。
使用料及び賃借料	事業を実施するため追加的に必要となる研修・教育コンテンツやサービスの使用料、パソコン、教育機材、移動用バス等事業用機械器具（通常の団体等の運営に伴って発生する経費は除く。）。
役務費	取組主体が直接実施することが困難である役務（ホームページ作成、翻訳、分析等）を他の事業者等に依頼するために必要な経費。
委託費	事業の交付目的たる事業の一部分（研修・教育・PRコンテンツ等の作成等）を他の事業者等に委託するために必要な経費。
その他	事業を実施するために必要な広告費、文献等購入費、複写費、会場借料、収入印紙代、社会保険料等の事業者負担分、傷害・賠償保険加入費など他の費目に該当しない経費。

（注） 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の額の算定方法及び人件費の額の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に示す方法に従うものとする。

2 謝金及び賃金については、原則として申請の際に設定した単価を用いることとし、その後変更はできないものとする。

別表 1－2

第 2 の 1 の (2) の事業を実施するために直接必要となる補助対象経費の使途基準

費目	内容
スマート農業機械 ・設備導入費	事業を実施するために直接必要となる取得単価が50万円以上のスマート農業機械・設備の購入に要する経費 注：これらの据付等にかかる経費を含む。 注：リース又はレンタルによる導入は不可。 注：スマート農業技術が組み込まれているものに限る。
農業用施設整備費	事業を実施するために直接必要となる農業用施設の新設、改良、リノベーション、撤去に要する以下の経費 1 工事費 2 実施設計費（設計は同一年度内に工事を行う場合に限る。） 注：リノベーションは、気密性や保湿性の向上等機能強化に要する改修等に限る。 注：スマート農業技術が組み込まれているものに限る。

別表２－１ 取組内容（相談対応）

項目		取組内容
① 必須	就農支援員の設置又は依頼	スマート農業技術に関する相談対応や指導等を行うことができる十分な能力を有している就農支援員を1名以上設置又は依頼する。
② 必須	新規就農者参入促進会議の開催	誘致体制に参画する機関等が、新規就農者参入促進会議を定期的に行い、就農前後の者に関する情報共有やサポート方針の検討等を行う。
③ 必須	農地の相談	以下のとおり、就農前後の者に対し、農地のあっせんやその確保についての相談に対応する。また、就農前後の者と離農者とのマッチングを行う。 （ア）農業委員会サポートシステム（農地集積・集約化等実施要綱第3の4の（5）のシステムをいう。）により、就農前後の者の農地の保有状況を把握すること。このシステムにより把握し難い場合は、誘致体制に参画する機関、市町村農業委員会、農地中間管理機構等と連携すること。 （イ）農地相談員（農地集積・集約化等実施要綱別表1の農地相談員をいう。）と連携し、必要に応じて関係者と調整すること。 （ウ）就農前後の者が農地を確保した場合は、全国データベースに登録すること。
④ 必須	農業用施設等の相談	就農前後の者に対し、農業用施設等のあっせんやその確保についての相談に対応する。また、就農前後の者と離農者とのマッチングを行う。
⑤ 必須	就農計画の相談	青年等就農計画（基盤強化法第14条の4に定める青年等就農計画をいう。）などの就農計画の作成についての相談に対応する。
⑥ 必須	生活環境の相談	就農前後の者に対し、定着に必要な研修中の滞在施設、就農後の住宅、保育施設等をあっせんしたり、その確保についての相談に対応したりする。
⑦ 必須	カルテの記録	別紙様式第9号により市町村からその利用を委任された全国データベースを活用し、以下の取組を行う。 （ア）相談の対応状況について、相談者が個人の場合は市町村就農相談カルテ（別紙参考様式1）、法人の場合は参入相談カルテ（別紙参考様式2）（以下この別記において「カルテ」という。）に記録し、全国データベースにおいて適切に管理する。 （イ）相談者が取組主体の所在市町村以外で農地を探す場合等においては、本人の了承を得て、全国センター（新規就農者育成総合対策実施要綱別記5の第3の2の（2）の「全国新規就農相談センター」をいう。）や都道府県（基盤強化法第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターを含む。）とカルテを共有することができる。 （ウ）就農後おおむね5年を過ぎた農業者について、支援が必要な場合は、重点支援対象候補者（農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（令和6年3月28日付け5経営第3141号農林水産事務次官依命通知）別記1の第3の3の（2）の重点支援対象候補者をいう。）として、農業経営・就農支援センターに推薦できる。これに選定された場合、カルテの情報を経営相談カルテ（農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱別記1の第3の5の（1）のアの（ウ）の経営相談カルテをいう。）に引き継ぐことができる。
⑧	情報収集及び発信	地域における就農前後の者の呼び込みと定着に資する情報を収集し、スマート農業導入就農型新規就農者参入促進計画と併せて、ポータルサイト

		及び全国データベースに登録し、発信する。
⑨	交流会等の開催	就農前後の者が情報交換ができる交流会やネットワーク作りの場を提供する。
⑩	研修プログラムの作成・充実化	就農に必要な知識と技術を習得できる研修（第7の2の（1）のイに係る研修を含む。）のプログラムを作成又は充実化する。
⑪	農業就業体験・ 現地見学会の開催	農業者等の下での農業就業体験（第7の1の（3）のアを除く。）、現地見学会等を開催する。
⑫	その他	その他、就農前後の者からの相談対応に資する取組を行う。

別表2－2 取組内容（指導等の実施）

項目		取組内容
① 必須	就農支援員の設置 又は依頼	スマート農業技術に関する相談対応や指導等を行うことができる十分な能力を有している就農支援員を1名以上設置又は依頼する。
② 必須	指導の実施	就農前後の者に対し、新規就農又は就農後のスキルアップ等に必要な指導を行う。
③	研修会・講習会の開催	就農前後の者を対象として、新規就農又は就農後のスキルアップ等に必要な研修会・講習会を開催する。

別表 3－1

第2の1の(1)及び(2)の事業に係る配分ポイント

(満点：38ポイント)

項目		判断基準	ポイント
1	農地整備等関連事業の実施	農地整備等関連事業を併せて実施することを計画している。	10
2	体制	スマート農業導入就農型新規就農者参入促進計画の第2の2の全ての分野について、担当機関・部署が決まっている、又は事業実施後に決まる見込みである。	6
3	誘致・支援	スマート農業導入就農型新規就農者参入促進計画の第2の3の「その他」を除く全ての支援項目について、支援内容が記入されている、又は事業実施後に記入される見込みである。	6
4	住居のあっせん	就農前後の者が利用できる住居があらかじめ用意されている。 ※：用意している物件の状態、場所等がわかる資料を添付すること。	2
5	農地のあっせん	スマート農業就農希望者については①、スマート農業技術を活用する新規就農者については①及び②を満たす。 ① 地域計画の区域内に賃借権等の権利を取得できる農地があらかじめ見込まれている。 ② 目標地図に位置付けられ又は位置付けられる見込みである。 ※：用意している農地について、あっせんを受ける者にその利用状況等の現況や営農条件等を説明する資料、①又は②のことが分かる目標地図を添付すること。	7
6	事業実施年度の翌年度から3年間のスマート農業技術を活用する新規就農者の目標	事業実施年度の翌年度から3年間におけるスマート農業技術を活用する新規就農者数の合計が、事業開始前3年間における合計の150%以上200%未満としている。	3
		事業実施年度の翌年度から3年間におけるスマート農業技術を活用する新規就農者数の合計が、事業開始前3年間における合計の200%以上としている。	5
7	農山漁村における女性の登用	(1) 取組主体が市町村又は民間団体の場合 女性登用の数値目標・取組計画が設定されている。 (第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)等に基づき策定された数値目標・取組計画を確認できる資料を添付すること。)	1
		(2) 取組主体が協議会の場合 構成員のいずれかに女性登用の数値目標・取組計画が設定されている。 (第5次男女共同参画基本計画等に基づき策定された数値目標・取組計画を確認できる資料を添付すること。)	1
8	就農後の安定に資する取組	新規就農者が生産した農畜産物等を民間事業者等が買い取るなど、民間事業者等の参画により就農後の安定に資する取組が行われる。	1

別表 3-2

第2の1の(1)の事業に係る配分ポイント

(満点18ポイント)

項目	判断基準	ポイント
複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築（第7の1の(1)）		
誘致・支援体制の構築	複数機関が参画し、それぞれに明確な役割分担がされている、又はされる見込みがある。	2
	検討会の開催方針、マニュアルの整備等、事業実施後に自走できるような取組がなされる計画がある。	3
	スマート農業導入就農型新規就農者参入促進計画の期間内又は期間後に、農地整備等関連事業を行う見込みがある。 ① 期間内に行う ② 期間後に行う	2 1
	農地整備等関連事業に向けたスケジュールが具体的に分かる内容となっている。	1
誘致の実践（第7の1の(2)）		
誘致の実践	取組の時期、場所及び内容が明確になっている。	1
	対象や対象へのアプローチ方法が明確になっている。	1
	誘致の実践により、何名の者を研修や就農相談といった次の段階に移行させる。 ① 6名以上 ② 3～5名 ③ 2名以下	3 2 1
就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施（第7の1の(3)）		
相談・指導の実施	農業経営の開始・継続、農地確保、農業用施設・農業用機械の確保、資金調達、生活安定、技術習得、販路確保等の各分野に関する相談対応や指導ができる体制が構築されている、又は構築する計画となっている。 ① 対応分野が3つ以上 ② 対応分野が2つ	2 1
	常設の相談・指導窓口の設置など、就農前後の者が随時、相談や指導を受けられる状況になっている。	1
	主要な農作業工程に関する指導が受けられる。	1
	地域の推進品目全てに就農支援員を選定している、又はする予定である。	1

別表 3－3

第 2 の 1 の (2) の事業に係る配分ポイント

(満点 1 8 ポイント)

項目	判断基準	ポイント
1 指導体制	常勤の指導者がいる。	5
2 右記カリキュラムを実施する	有機農業等の環境と調和のとれた農業	1
	GLOBALG. A. P. 又はASIAGAPの認証制度	1
	リスク管理（農業版事業継続計画（BCP）、保険制度等）	1
	労働環境改善（※ 1）、労働負荷削減のための見直し（※ 2）、マネジメント体制の強化（※ 3）に関する研修を実施する予定である。 ※ 1：就業規則等の策定・見直し、労働時間の削減（経営計画の見直し、経営分析・営農支援システムの導入等） ※ 2：作業工程の見直し、作業マニュアルの作成等 ※ 3：人事制度や人材管理システムの導入等、労働・社会保険への加入等	1
3 経営モデルの策定	就農後の標準的な経営規模・収入等を示した経営モデルを策定している（スマート農業技術の活用を含む。）。 ※：スマート農業導入就農型新規就農者参入促進計画の第 3 以外に、当該経営モデルの内容が分かる資料があれば、添付すること。	1
4 研修修了生の新規就農 1 年目の目標平均売上高	平均700万円以上	4
	平均500万円以上、700万円未満	3
	平均300万円以上、500万円未満	1
5 フォローアップ体制	研修終了後に、技術指導等を行う者（就農支援員等）による指導を行う予定である。	4

別記4 別紙様式第1号

スマート農業導入就農型新規就農者参入促進計画

○年○月現在の情報

※ 地域サポート計画、新規就農者参入促進計画と同様の箇所は、地域サポート計画、新規就農者参入促進計画の記載をコピー可能。

都道府県名		市町村名		問合せ 窓口	(組織名) ※WEBサイトに掲載可能な情報を記載 (住所) ※WEBサイトに掲載可能な情報を記載	(電話) ※WEBサイトに掲載可能な情報を記載 (メールアドレス) ※WEBサイトに掲載可能な情報を記載
-------	--	------	--	-----------	---	---

第1 新規就農者に関する目標及び実績

(単位:名)

		目標		直近過去実績						備考 (年度の考え方等、補足説明が 必要な事項がある場合は記載)
		令和○年度		令和○年度		令和○年度		令和○年度		
		うち49歳以下		うち49歳以下		うち49歳以下		うち49歳以下		
スマート農業技術を活用する 新規就農者数(必須)										
内 訳	新規参入者数									
	新規自営農業就農者数									
	新規雇用就農者数									

- ※1: 「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、当該年度に新たに農業経営を開始(「農業経営を開始」とは、「農業経営体」の定義に該当する事業を開始することをいう。)した経営の責任者及び共同経営者をいう。なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。
- ※2: 「新規自営農業就農者」とは、個人経営体の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。
- ※3: 「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人技能実習生及び特定技能で受け入れた外国人並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

第2 就農希望者・新規就農者の誘致・支援

1 概要

サポート宣言	
地域と農業の 紹介文	
主な農産物	
地域が求める 新規就農者	

※:「サポート宣言」については、就農希望者・新規就農者(就農前後の者)に対するサポートの訴求ポイントを簡潔に記載する。

2 誘致体制

分野	担当機関・部署		分野	担当機関・部署名	
	現状	今後の見込み		現状	今後の見込み
農業経営			技術習得		
農地確保			販路確保		
農業用施設・機械確保			スマート農業技術		
資金調達			その他(〇〇)		
生活安定			事務局・全体調整		

※:就農希望者の誘致・支援、新規就農者の支援について、広く記載する。

3 誘致・支援内容

区分	支援項目		支援内容	
			現状	今後の見込み
就農意欲喚起		就農・移住相談対応、就農相談会の開催		
		就農体験ツアー・インターンシップの実施		
		WEBページ、パンフレット等での情報提供		
		その他		
就農前の支援		研修の実施（生産技術・農業経営の研修、研修先とのマッチング等）		
		就農計画作成サポート		
		農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等		
		販路確保、販路開拓に向けた支援		
		生活に関わる支援（住居のあっせん・手当、研修手当、子育て支援等）		
		その他		

就農後の定着・経営発展に向けた支援		就農後の生産技術・経営力向上のための指導、研修		
		規模拡大に向けた農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等		
		販路確保、販路開拓に向けた支援		
		地元農家や地域住民との交流促進の取組		
		生活に関わる支援（住居のあっせん・手当、子育て支援等）		
		その他		

※：地域で実施している支援について、「支援項目」欄の該当項目に○を付け、取組の詳細や就農前後の者にアピールしたい内容を「支援内容の紹介」欄に記入

4 就農までの流れ

就農相談	就農準備段階	就農

※：「就農」については、想定する就農場所等を簡潔に記載するとともに、地域計画及び目標地図を添付して、場所又はエリアを明確に示すこと。

第3 農業経営モデル

農業経営開始5年目の目標について、記載する。

1 年間所得、年間労働時間

年間所得	万円	年間労働時間	時間
------	----	--------	----

※：主たる従事者1人当たりについて記載する。

2 モデル

営農類型	品目	経営規模(ａ、頭数等)		収量	収支		労働力	主たる従事者１人当たり労働時間	備考
施設野菜		a		t/10a	売上	万円	専従	名	h/年
					経費	万円	パート	名	
					所得	万円			
主な施設・機械等			棟			台			台
			式			台			台
			台			台			台

※：必要に応じて適宜行を追加して記入する。

第4 その他情報(任意、自由記載)

(別記 4 別紙様式第 2 号)

令和 年度地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業
(新規就農者誘致環境整備 (スマート農業導入就農型))
事業実施計画 (実績報告) 書

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

(取組主体名)
(代表者名)

地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和８年１月23日付け７経営第2081号農林水産事務次官依命通知）別記４の第８の１の（１）⁽¹⁾の規定に基づき承認を受けたいので別添のとおり事業実施計画（実績報告）書を申請⁽³⁾します。

※下線部(1)は、実績報告の場合は、「第9の1」とすること。

(2)は、実績報告の場合は不要。

(3)は、実績報告の場合は、「報告」とすること。

(別添 1)

取組主体

都道府県			
対象地域 (市町村名)			
取組主体			
代表者	フリガナ 氏 属 部 職 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 〒 TEL メールアドレス		
事務局 連絡先	フリガナ 氏 属 部 職 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 〒 TEL メールアドレス		
会計担当者	フリガナ 氏 属 部 職 属 先 住 所 等 〒 ・ 住 所 〒 TEL メールアドレス		

事業実施体制

1 取組主体・誘致体制に参画する関係機関

(1) 取組主体の名称

・

(2) 誘致体制に参画する関係機関の名称

・

・

・

※1：正式名称を記入すること。

※2：取組主体が協議会の場合は、全ての構成員について同様に記入すること。

2 事業実施体制

※1：取組主体、誘致体制に参画する関係機関、その他の機関等を全て列記し、それぞれの役割（農業経営、農地確保、農業施設・機械確保、資金調達、生活安定、技術習得、販路確保等）を簡潔に記入する。第2の1の(1)の取組により体制を構築する場合は、構築される見込みの体制を記入すること（別表3-1の配分ポイントの審査に当たって参照する。）。

※2：機関相互の連携内容も記入すること。

※3：必要に応じて、模式図・フロー図を記入すること。

3 添付資料

スマート農業導入就農型新規就農者参入促進計画（別紙様式第1号）

※ 地域計画を添付する場合に記載不要になる箇所については、その旨を明示した上で、地域計画を添付すること。

地 域 の 概 況

1 現状と課題、対応方針

現状と課題	対応方針
①新規就農者の育成・確保	
②農地の利用	

2 事業実施期間と実施方針、前年度までの取組内容

実施期間	実施方針	農地整備等関連事業 の実施予定
年間	1 年目（○年度）	
	2 年目（○年度）	
	3 年目（○年度）	
前年度までの取組状況と進捗状況		

※：農地整備等関連事業を実施する予定がある場合は、活用する事業名を明記の上、想定する事業概要を記入すること。

※：本事業の2回目以降の採択を受けようとする地区は、前年度までの取組内容と進捗状況を記載し、進捗が低調な場合はその要因と対応方針を記入すること。

3 就農支援の概況

項目	支援の内容
住居のあつせん	※：就農前後の者が利用できる住居をあらかじめ用意している場合に、支援の内容を記入し、用意している物件の状態、場所等が分かる資料を添付すること。
農地のあつせん	※：就農前後の者が賃借権等の権利を取得できる農地をあらかじめ用意している場合に、具体的な支援の内容を記入し、用意している農地の現況や営農条件等を説明する資料、目標地図、地域計画の協議の関係資料等を添付すること。

4 新規就農の概況

(1) 新規就農の状況（事業実施前）

	①	②	③	
就農年度	前々々年度 (○年度)	前々年度 (○年度)	前年度 (○年度)	①～③計
【A】スマート農業技術を活用する新規就農者数				【C】
【B】本事業実施予定年度当初に定着している者の数				【D】
定着率（％）【B÷A×100】				【D÷C×100】

※1：スマート農業技術を活用する新規就農者数とは、それぞれの年度におけるスマート農業技術を活用する新規参入者、新規自営農業就業者、新規雇用就農者の数の合計を指す。

※2：本申請に係る事業実施予定年度を基準とし、その前年度、前々年度、前々々年度について記入すること。

※3：定着率については、それぞれの年度におけるスマート農業技術を活用する新規就農者のうち事業実施予定年度当初に定着している者の割合を記入すること。

(2) 新規就農の目標（事業実施後）

	④	⑤	⑥	
就農年度	1年後 (○年度)	2年後 (○年度)	3年後 (○年度) 【目標年度】	④～⑥計
【E】スマート農業技術を活用する新規就農者予定数				【F】
本事業実施予定年度当初に定着している者の数				【D】
増加率（％）				【F÷D×100】

※1：スマート農業技術を活用する新規就農者数とは、それぞれの年度におけるスマート農業技術を活用する新規参入

者、新規自営農業就業者、新規雇用就農者の数の合計を指す。

※2：本申請に係る事業実施年度を基準とし、その1年後、2年後、3年後について記入すること。

※3：増加率については、事業実施予定年度当初に定着している者の総数に対する新規就農予定者総数の割合を記入すること。

5 農山漁村における女性の登用に関する事項

取組主体（取組主体が協議会の場合はその構成員）が第5次男女共同参画基本計画等に基づき策定された数値目標・取組計画を設定していれば、その概要を記入してください。

取組主体等の名称：

取組計画の名称	数値目標

※1：取組主体が協議会の場合において、その複数の構成員が設定していれば、全てを記入すること。

※2：取組計画の内容・数値目標が分かる資料を添付すること（抜粋可）。

事業内容及び計画

1 事業の種類・内容

事業の種類・内容		取組の有無
1 新規就農者の誘致体制の整備		
	(1) 複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築	
	(2) 誘致の実践	
	(3) 就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施	
	ア 短期農業研修の実施	
	イ 相談対応・指導等の実施	
	(ア) 相談対応	
	(イ) 指導等の実施	
2 スマート農業型研修農場の整備		○
3 農地整備等関連事業		
	(1) 遊休農地解消対策事業	
	(2) 農地耕作条件改善事業	
	(3) 畑作等促進整備事業	
	(4) 農地中間管理機構関連農地整備事業	
	(5) その他の農地整備等に活用できる国庫補助事業等	
	国庫補助事業 名称：_____	
	都道府県等事業 名称：_____	

※：取り組むもの全てに「○」を記入すること。

2 取組内容の詳細

1 新規就農者の誘致体制の整備

(1) 複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築

内 容	
--------	--

(特に、地域の合意形成の取組について)

内 容		① 市町村農業委員会及び農地中間管理機構の役割 ② 農地整備等を行う時期及び見込まれる内容 ③ 農地整備等に向けたスケジュール
経費	総事業費	
	うち国費	

※：「内容」については、別表3－2に対応する事実が分かるよう、記入すること。

(2) 誘致の実践

内 容		① 取組の時期、場所及び内容
		② 対象や対象へのアプローチ方法
		③ 誘致の実践により、何名の者を研修や就農相談といった次の段階に移行させるか
経費	総事業費	
	うち国費	

※：「内容」については、別表3－2に対応する事実が分かるよう、記入すること。

(3) 就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施

ア 短期農業研修の実施

既存のスマート農業就農希望者向けの研修	有り ☐ 無し ☐	「有り」の場合の受講者数	_____名
受講者の属性と人数			
実施期間	令和〇年〇月〇日から〇月〇日まで		
実施場所			
カリキュラム (研修品目、月別計画)	研修品目：		

		年 月	内 容		時間数
		令和○年○月			○日間・計○時間
		○月			
		○月			
		令和○年○月			
		○月			
		○月			
受講者のフォローアップ体制					
アンケート		① 研修受講後に、同じ地域において、さらに就農に向けた支援を受けることになった者の数 : _____			
		② 研修受講後に、新規就農した者の数 : _____			

※１：既存の研修が「有り」の場合、国庫補助金の投入により既存の取組と比べて量又は質の向上が図られるかを判断できるよう、既存の取組内容の詳細が分かる資料を添付すること。

※２：アンケートについては、実績報告時のみ。

※３：アンケートについては、研修修了者の就農後の態様決定まで時間を要するなどにより、実績報告時に把握できない場合には、把握でき次第、速やかに送付すること。

イ 相談・指導の実施

(ア) 相談対応

既存の取組		有り	☐	無し	☐
就農支援員	氏名			スマート農業技術の対応	☐
	身分など				
相談体制					
相談対応方針		内容・頻度：			
		就農相談会：			
		相談会の名称	場所	時期・回数	内容
新規就農者参入促進会議の開催					
農地の相談					
農業用施設等の相談					
就農計画の相談					
生活環境の相談					
カルテの記録					
情報収集及び発信					
交流会等の開催		場所	時期・回数	対象者・人数・内容	
研修プログラムの作成・充実化					
農業就業体験・現地見学会の開催		場所	時期・回数	対象者・人数・内容	

その他				
スケジュール				
	年月	内容		
	令和〇年〇月			
	〇月			
	〇月			
	〇月			
	〇月			
	〇月			
	令和〇年〇月			
	〇月			
	〇月			

※１：別表２－１の取組内容について、詳細に記入すること。

※２：既存の取組が「有り」の場合、国庫補助金の投入により既存の取組と比べて量又は質の向上が図られるかを判断できるよう、既存の取組内容の詳細が分かる資料を添付すること。

※３：「相談体制」については、別表３－２に該当する事実が分かるように記入すること。

※４：「相談対応方針」については、相談対応の内容・頻度及び就農相談会の情報を記入すること。

※５：「新規就農者参入促進会議の開催」については、会議メンバー、開催計画、内容等を記入すること。

※６：「研修プログラムの作成・充実化」について、品目ごとに、労働時間や農業所得、地域における生活費等の詳細を明らかにすることにより、就農後の農業経営と生活をイメージできる場合は、その資料を添付すること。

(イ) 指導等の実施

既存の取組		有り	☐	無し	☐		
就農支援員	氏名	スマート農業技術の対応			☐		
	経営作物・経営規模						
	指導経験	有り	☐	無し	☐		
	特記事項	認定新規就農者	☐	認定農業者	☐	指導農業士	☐
	その他の指導者としての資質						
指導計画	就農支援員の氏名						
	支援対象者の氏名						
	指導体制指導の方針						
	年間計画	年月	内容				
		令和〇年〇月					
		〇月					
		〇月					
		〇月					
		〇月					
		〇月					
令和〇年〇月							
〇月							

					○月		
					年月	内容	
					令和○年○月		
					○月		
					○月		
					○月		
					○月		
					○月		
					○月		
					令和○年○月		
					○月		
					○月		

- ※１：別表２－２の取組内容について、詳細に記入すること。
- ※２：既存の取組が「有り」の場合、国庫補助金の投入により既存の取組と比べて量又は質の向上が図られるかを判断できるよう、既存の取組内容の詳細が分かる資料を添付すること。
- ※３：「指導農業士」には、地域において、それと同様の方を別の呼称で指定している場合を含む。
- ※４：「指導体制 指導の方針」については、農業経営の開始・継続、農地確保、農業用施設・農業用機械の確保、資金調達、生活安定、技術習得、販路確保等の各分野のうち、いくつに関する指導ができる体制が構築されている、又は構築する計画となっているか、分かるように記入すること。また、常設の相談窓口の設置など、就農支援の者が随時、指導を受けられる状況になっているか、分かるように記入すること。
- ※５：「年間計画」については、①主要な農作業工程に関する指導が受けられるか、②地域の推進品目全てに就農支援員を選定しているか、分かるように記入すること。
- ※６：指導計画は、就農支援員ごとに、全ての支援対象者について、枠をコピーして作成すること。

2 スマート農業型研修農場の整備

(1) 所在地

整備又は導入する、スマート農業技術が組み込まれた、農業用施設や農業機械・設備が所在する場所を記入すること。

	住所	面積 (a)
研修場所		
取組主体が運営するスマート農業型研修農場【必須】		
うち本事業で整備する農場		
取組主体が、その運営するスマート農業型研修農場と別に借り上げる研修場所		
取組主体以外が運営する研修場所 (第7の2の(1)のイのただし書き)		
営農活動で利用する場所 (第7の2の(2)のアの(ア))	・ ・ ・	

- ※１：該当箇所を全て記入すること。複数の場所があれば、その全てを記入すること。
- ※２：「取組主体が運営するスマート農業型研修農場と別に借り上げる研修場所」とは、例えば、取組主体である市町村・協議会・民間団体が運営するスマート農業型研修農場では不足するため、別途、取組主体が第三者の圃場を借り上げて研修をする場合をいう。
- ※３：スマート農業型研修農場が目標地図の新規就農者の受入可能エリア等に位置付けられること、又は、目標年度までに同計画に位置付けられることが確実であると認められることを要件としているため(第5の2の(2))、当該農地の住所と計画区域の整合を取ること。また、地域計画及び目標地図を添付すること。

(2) 研修・営農活動での利用計画(実績)

スマート農業就農希望者(短期農業研修を除く。)(第7の2の(1)のイの要件を満たす研修)

研修	
研修期間(1年以上)及び日数	令和○年○月～令和○年○月(計○年)、○○○日

研修時間／年 (1. 200時間以上／年)				
受講者数				
農地のあっせん・確保の状況				
指導体制※ 1				
カリキュラム※ 2	年 月	内 容	時間数	
	令和○年○月		○日間・計○時間	
	○月			
	○月			
	○月			
	○月			
	○月			
	○月			
	○月			
	○月			
	令和○年○月			
	○月			
	○月			
	経営モデル※ 3			
研修修了生の新規就農 1 年目の目標売上高※ 4	品目名・品種名等	経営規模 (作付け面積・飼養頭数等)	目標 売上高 (千円)	根拠
フォローアップ体制※ 5				
研修修了生への貸付け				
	①	②	③	④
貸付けの対象物				
貸付け期間				
貸付け相手方の人数				
短期農業研修（第 7 の 1 の（3）のアの要件を満たす研修） スマート農業型研修農場を利用する部分についてのみ記入すること。※ 6				
営農活動での利用（第 7 の 2 の（2）のアの（ア）） スマート農業型研修農場を利用する部分についてのみ記入すること。※ 7				
営農活動で利用する必要性				
利用期間	令和○年○月～令和○年○月（計○年）			
利用時間／年				
利用者数				
利用者の属性	認定農業者 ・ 認定新規就農者 ・ 指導農業士			
利用計画	年 月	内 容	時間数	
	令和○年○月		○日間・計○時間	
	○月			
	○月			
	○月			

		○月		
		○月		
		○月		
		○月		
		○月		
		令和○年○月		
		○月		
		○月		
		利用の対象物		

※１：別表３－３の１に対応する事実を含めて記入すること。
※２：別表３－３の２に対応する事実を含めて記入すること。
※３：別表３－３の３に対応する事実を含めて記入すること。
※４：別表３－３の４に対応する事実を含めて記入すること。
※５：別表３－３の５に対応する事実を含めて記入すること。
※６：研修の妨げにならない範囲で実施することを確認できるよう、記入すること。
※７：研修の妨げにならない範囲で実施することを確認できるよう、記入すること。

(３) 整備計画（実績）
ア 整備の必要性

イ 整備内容

1	区分※ 1			整備内容 名称、規模、台数等 (活用するスマート農業技術を含む。)	
	農業用施設	農業用機械・設備			
		新設	改良		
	経費			着工/契約予定年月日	竣工予定年月日
	総事業費	国庫補助金	その他		

※１：該当箇所に「○」を付すこと。

2	区分※ 1				整備内容 名称、規模、台数等 (活用するスマート農業技術を含む。)	
	農業用施設	農業用機械・設備				
		新設	改良	リノベーション		
	経費				着工/契約予定年月日	竣工予定年月日
	総事業費	国庫補助金		その他		

※１：該当箇所に「○」を付すこと。

3	区分※ 1				整備内容 名称、規模、台数等 (活用するスマート農業技術を含む。)	
	農業用施設	農業用機械・設備				
		新設	改良	リノベーション		
	経費				着工/契約予定年月日	竣工予定年月日
	総事業費	国庫補助金		その他		

※１：該当箇所に「○」を付すこと。

4	区分※1			整備内容 名称、規模、台数等 (活用するスマート農業技術を含む。)	
	農業用施設	農業用機械・設備			
		新設	改良	リノベーション	
	経費			着工/契約予定年月日	竣工予定年月日
	総事業費	国庫補助金	その他		

※1：該当箇所に「○」を付すこと。
※2：全て記入すること（枠をコピーして使用すること。）。

(4) 添付資料
配置図、設計図、仕様書、見積書（複数業者）等の整備内容の詳細が分かる資料
取組主体等（市町村を除く。）の財務状況がわかる資料

3 農地整備等関連事業

(1) 遊休農地解消対策事業

時期		
事業実施年度	令和○年	
貸付け期限	令和○年○月	
事業の内容		
本事業により整備するスマート農業型研修農場の用に供する農地（第6の3の（1））		
	住所	
	面積（a）	
	実施内容	
スマート農業就農希望者が新たに就農するための農地（第6の3の（2））		
	住所	
	面積（a）	
	実施内容	

※1：「貸付け期限」については、本事業により解消する遊休農地について、遅くともいつまでに、農地中間管理機構から第三者に貸し付けなければならないか、記入すること。
※2：全て記入すること（枠をコピーして使用すること。）。
※3：遊休農地解消対策事業の事業実施計画書・実績報告書等により代替することも可。

(2) 農地耕作条件改善事業

時期		
事業実施期間	令和○年○月～令和○年○月	
目標年度	令和○年○月	
事業の内容		
本事業により整備するスマート農業型研修農場の用に供する農地（第6の3の（1））		
	住所	
	面積（a）	
	実施内容	
スマート農業就農希望者が新たに就農するための農地（第6の3の（2））		
	住所	
	面積（a）	
	実施内容	

※1：全て記入すること（枠をコピーして使用すること。）。
※2：農地耕作条件改善事業の事業実施計画書・実績報告書等により代替することも可。

(3) 畑作等促進整備事業

時期		
事業実施期間	令和○年～令和○年	
目標年度	令和○年	
事業の内容		

		本事業により整備するスマート農業型研修農場の用に供する農地（第6の3の（1））	
		住所	
		面積（a）	
		実施内容	
		スマート農業就業希望者が新たに就農するための農地（第6の3の（2））	
		住所	
		面積（a）	
		実施内容	
		※1：全て記入すること（枠をコピーして使用すること。）。	
		※2：畑作等促進整備事業の事業実施計画書・実績報告書等により代替することも可。	
		（4）農地中間管理機構関連農地整備事業	
		時期	
事業実施期間	令和○年～令和○年		
目標年度	令和○年		
事業の内容			
	本事業により整備するスマート農業型研修農場の用に供する農地（第6の3の（1））		
	住所		
	面積（a）		
	実施内容		
	スマート農業就業希望者が新たに就農するための農地（第6の3の（2））		
	住所		
	面積（a）		
	実施内容		
	※1：全て記入すること（枠をコピーして使用すること。）。		
	※2：農地中間管理機構関連農地整備事業の事業実施計画書・実績報告書等により代替することも可。		
	（5）その他の農地整備等に活用できる国庫補助事業等		
	事業名：		
時期			
事業実施期間	令和○年○月～令和○年○月		
目標年度	令和○年○月		
事業の内容			
	本事業により整備するスマート農業型研修農場の用に供する農地（第6の3の（1））		
	住所		
	面積（a）		
	実施内容		
	スマート農業就業希望者が新たに就農するための農地（第6の3の（2））		
	住所		
	面積（a）		
	実施内容		
	※1：全て記入すること（枠をコピーして使用すること。）。		
	※2：当該事業の事業実施計画書・実績報告書等により代替することも可。		

- ※1：取組を「有」とした事業の種類・内容についてのみ、記入すること。
- ※2：本欄は、採択審査に当たってのポイント付与の基礎資料となるため、ポイント表と対照の上、十分に具体的に記入すること。
- ※3：地域計画に関する取組の場合、その取組の地域計画・目標地図上の位置付けとの整合性に留意すること。また、地域計画・目標地図を添付すること。

3 事業完了予定・完了日

令和 年 月 日

4 環境負荷低減に向けた取組の実施

環境負荷低減のチェックシートを添付すること。

(別添 2)

事業収支計画（報告）

経費の配分

(単位：円)

事業の種類・内容	事業に要する ／要した経費 (A+B+C+D)	負担区分				備 考 (積算基礎等)
		国庫 補助金 (A)	都道府 県 (B)	市町村 (C)	その他 (D)	
1 新規就農者の誘致 体制の整備 (1) 複数機関の協働によ る効果的な誘致・支援 体制の構築 (2) 誘致の実践 (3) 就農前後の者に対す るトータルサポート活 動の実施 ア 短期農業研修の 実施 イ 相談対応・指導 等の実施 (ア) 相談対応 (イ) 指導等の実施 2 スマート農業型研修 農場の整備						(例) 〇〇費 〇〇円 〇〇費 〇〇円 ※別表 1-1 又 は 1-2 の経費 の区分ごとに記 入すること。
【参考】 1 遊休農地解消対策事 業 2 農地耕作条件改善事 業 3 畑作等促進整備事業 4 農地中間管理機構関 連農地整備事業 5 その他の農地整備等 に活用できる国庫補 助事業（地方農政局 長等がこれに準じ ると判断した都道府県 等の事業を含む。）						
合 計						

(注) 1：補助事業を実施するために必要な経費（消費税を含む。）のみを計上すること。

2：「積算基礎」欄には、積算内訳を記入し、考え方を記入又は添付すること。

3：必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付すること。

(別記 4 別紙様式第 3 号)

令和 年度地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業
(新規就農者誘致環境整備 (スマート農業導入就農型))
都道府県事業実施計画 (〇〇都道府県) (実績報告) 書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

〇〇県知事
〇 〇 〇 〇

地域農業構造転換支援対策実施要綱 (令和 8 年 1 月 23 日付け 7 経営第 2081 号農林水産事務次官通知) 別記 4 の第 8 の 2⁽¹⁾の規定に基づき承認を受けたいので⁽²⁾、別添のとおり都道府県事業実施計画 (実績報告) 書を申請⁽³⁾します。

※下線部⁽¹⁾は、実績報告の場合は、「第 9 の 2」とすること。

⁽²⁾は、実績報告の場合は不要。

⁽³⁾は、実績報告の場合は、「報告」とすること。

(別添)

1 取組主体への指導計画方針（実績）

--

※下線部分は、実績報告の際には（）内の記入とする。

2 事業完了予定・完了日

令和 年 月 日

3 添付資料

- （１）取組主体ごとの事業実施計画書（事業実績報告書）（別紙様式第２号）
- （２）都道府県事業ポイント表（実績では不要）別紙様式第３号－①
- （３）都道府県事業実施計画（実績）一覧 別紙様式第３号－②
- （４）必要に応じて地方農政局長等が指示した書類

別記4 別紙様式第3号－②
都道府県事業実施計画（実績）一覧

番号	都道府県名	取組主体	成果目標※				事業	ポイント			事業費(円)					備考		
			事業実施 1 年後 (○年度)	事業実施 2 年後 (○年度)	事業実施 3 年後 (○年度)	合計		共通	事業ご とのポ イン	計	事業内容 (人数、施設区分、構造、規模等)	事業費	負担区分					
													国庫補助金	都道府県	市町村		その他	
							第2の1の(1)の事業											
							第2の1の(2)の事業											
							計											
							第2の1の(1)の事業											
							第2の1の(2)の事業											
							計											
							第2の1の(1)の事業											
							第2の1の(2)の事業											
							計											
合計																		

注:※は、実績報告の際には、計画を上段()書きで、実績を下段に記載すること。

(別記 4 別紙様式第 4 号)

令和 年度地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業
(新規就農者誘致環境整備 (スマート農業導入就農型))
都道府県事業実施計画書 承認書

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事
〇 〇 〇 〇 殿

〇〇農政局長

令和〇年〇月〇日付けをもって提出のあった令和〇年度地域農業構造転換支援対策のうちスマート農場研修教育環境整備事業 (新規就農者誘致環境整備 (スマート農業導入就農型)) 都道府県事業実施計画書については、承認する。

(別記4 別紙様式第5号)

令和 年度地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業
(新規就農者誘致環境整備(スマート農業導入就農型))
全国事業実施計画(実績報告)書

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

全国農業委員会ネットワーク機構
(代表者名)

地域農業構造転換支援対策実施要綱(令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官通知)別記4の第8の3の(1)⁽¹⁾の規定に基づき承認を受けたいので⁽²⁾、別添のとおり全国事業実施計画(実績報告)書を申請⁽³⁾します。

※下線部⁽¹⁾は、実績報告の場合は、「第9の3」とすること。

⁽²⁾は、実績報告の場合は不要。

⁽³⁾は、実績報告の場合は、「報告」とすること。

(別添 1)

1 事業の実施方針

--

2 事業費（都道府県への配分費）に関する計画（実績）

事 項		配分 都道府県数	国庫補助金額 (円)	配分及び 進行管理方針
1	新規就農者の誘致体制の整備 A			
	(1) 複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築			
	(2) 誘致の実践			
	(3) 就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施			
	ア 短期農業研修の実施			
	イ 相談対応・指導等の実施			
	(ア) 相談対応			
	(イ) 指導等の実施			
2	スマート農業型研修農場の整備 B			

3 事務等経費に関する計画（実績）

事 項	内 容	金額 (円)

4 合計

区 分	金額 (円)
事業費（都道府県への配分費）【A+B】	
事務等経費	
合 計	

5 事業完了・予定年月日

令和 年 月 日

6 添付資料

- ・事業を実施した全ての都道府県事業実績報告書（別紙様式第3号）
及びその添付資料である事業実績報告書（別紙様式第2号）
- ・必要に応じて経営局長が指示した書類

(別添 2)

事業収支計画（報告）

経費の配分

(単位：円)

事業の種類・内容	事業に要する ／要した経費 (A+B+C+D)	負担区分				備 考 (積算基礎等)
		国庫 補助金 (A)	都道府 県 (B)	市町村 (C)	その他 (D)	
1 新規就農者の誘致 体制の整備 (1) 複数機関の協働に よる効果的な誘致・ 支援体制の構築 (2) 誘致の実践 (3) 就農前後の者に対 するトータルサポー ト活動の実施 ア 短期農業研修 の実施 イ 相談対応・指 導等の実施 (ア) 相談対応 (イ) 指導等の実施 2 スマート農業型研 修農場の整備						(例) 〇〇費 〇〇円 〇〇費 〇〇円 ※別表 1-1 又 は 1-2 の経費 の区分ごとに記 入する。
【参考】 1 遊休農地解消対策 事業 2 農地耕作条件改善 事業 3 畑作等促進整備事 業 4 農地中間管理機構 関連農地整備事業 5 その他の農地整備 等に活用できる国 庫補助事業（地方 農政局長等がこれ に準じると判断し た都道府県等の事 業を含む。）						
合 計						

(注) 1：補助事業を実施するために必要な経費（消費税を含む。）のみを計上すること。

2：「積算基礎」欄には、積算内訳を記入し、考え方を記入又は添付すること。

3：必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付すること。

(別記 4 別紙様式第 6 号)

令和 年度地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業
(新規就農者誘致環境整備 (スマート農業導入就農型))
達成状況報告書 (事業実施後〇年目)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事
〇〇〇〇 殿

(取組主体名)
(代表者名)

地域農業構造転換支援対策実施要綱 (令和 8 年 1 月 23 日付け 7 経営第 2081 号農林水産事務次官通知) 別記 4 の第 10 の 1 の規定に基づき、下記のとおり達成状況報告書を提出する。

記

1 事業の種類・内容	事業の種類・内容	取組の有無
1 新規就農者の誘致体制の整備		
(1) 複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築		
(2) 誘致の実践		
(3) 就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施		
ア 短期農業研修の実施		
イ 相談対応・指導等の実施		
(ア) 相談対応		
(イ) 指導等の実施		
2 スマート農業型研修農場の整備		
3 農地整備等関連事業		
(1) 遊休農地解消対策事業		
(2) 農地耕作条件改善事業		
(3) 畑作等促進整備事業		
(4) 農地中間管理機構関連農地整備事業		
(5) その他の農地整備等に活用できる国庫補助事業等 選択：国庫補助事業 () ・都道府県等の事業 ()		

名称： _____	
-----------	--

※：取り組んだもの全てに「○」を記入すること。

2 取組内容の詳細

採択年度	詳細
第1回採択に係る年度	
第2回採択に係る年度	
第3回採択に係る年度	

3 成果目標の達成状況

(1) 事業実施前

	①	②	③	
就農年度	前々々年度 (○年度)	前々年度 (○年度)	前年度 (○年度)	①～③計
【A】スマート農業技術を活用する新規就農者数				【C】
【B】本事業実施予定年度当初に定着している者の数				【D】
定着率(%) 【B÷A×100】				【D÷C×100】

※1：スマート農業技術を活用する新規就農者数とは、それぞれの年度におけるスマート農業技術を活用する新規参入者、新規自営農業就業者、新規雇用就農者の数の合計を指す。

※2：本申請に係る事業実施予定年度を基準とし、その前年度、前々年度、前々々年度について記入すること。

※3：定着率については、それぞれの年度におけるスマート農業技術を活用する新規就農者のうち事業実施予定年度当初に定着している者の割合を記入すること。

※4：目標は、事業実施計画書の記入内容を転記すること。

(2) 事業実施後

	④	⑤	⑥	
就農年度	1年後 (○年度)	2年後 (○年度)	3年後 (○年度) 【目標年度】	④～⑥計
【E】スマート農業技術を活用する新規就農者数				【F】
本事業実施予定年度当初に定着している者の数				【D】
【E】の 内訳 新規参入者数				
新規自営農業就業者数				
新規雇用就農者数				
49歳以下の新規就農者数				
増加率(%)				【F÷D×100】
貸し付けた場合の特記事項				

※1：スマート農業技術を活用する新規就農者数とは、それぞれの年度におけるスマート農業技術を活用する新規参入者、新規自営農業就業者、新規雇用就農者の数の合計を指す。

※2：本申請に係る事業実施年度を基準とし、その1年後、2年後、3年後について記入すること。

※3：増加率については、事業実施予定年度当初に定着している者の総数に対するスマート農業技術を活用する新規就農者総数の割合を記入すること。

※4：貸し付けた場合の特記事項については、スマート農業型研修農場の全部又は一部を貸し付けることにより、各年度におけるスマート農業技術を活用する新規就農者数が少なくなる場合において、事情を記入すること。

(3) 目標達成に向けた課題と対応

(4) 目標の達成状況についての自己評価（目標年度のみ記入）

--

※：目標の達成状況、得られた効果、課題等を記入すること。

4 スマート農業型研修農場の状況

(1) 経営状況

研修修了生の総数	研修修了生の新規就農1年目の平均売上高(円)		
	うちスマート農業技術を活用する新規就農者	実績	目標 (事業実施計画記載)

新規就農1年目の実績								
	年齢	単身or 夫婦	就農地 (ア: スマート農業型研修農場の貸付け イ: スマート農業型研修農場の用に供する農地以外であつて農地整備等関連事業により整備等をした農地 ウ: 上記以外)	面積 (a)	品目名・ 品種名等	経営規模等 (作付面積・飼養頭数、スマート農業技術等)	就農1年目の 平均売上高 (千円)	目標 平均売上高 (千円)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								

※: 新規就農1年目の状況のみを記入すること。

(2) 貸付け状況

		①		②		③		④	
貸付けの対象物									
貸付けの相手方の 総数									
貸付けの実績									
	年齢	単身 or 夫婦	就農地 〔ア：スマート農業型研 修農場の貸付け イ：スマート農業型研 修農場の用に供す る農地以外であつ て農地整備等関連 事業により整備等 をした農地 ウ：上記以外〕	面積 (a)	品目名・ 品種名等	経営規模等 (作付面積・飼 養頭数、スマー ト農業技術等)	就農1年目の 平均売上高 (千円)	目標 平均売上高 (千円)	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									

※: 報告に係る各年度末の状況を記入すること。

(別記4 別紙様式第7号)

令和 年度 地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業
(新規就農者誘致環境整備(スマート農業導入就農型))
都道府県達成状況報告書(〇〇都道府県)

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

〇〇都道府県知事
〇〇〇〇

地域農業構造転換支援対策実施要綱(令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官通知)別記4の第10の2の(2)の規定に基づき、下記のとおり都道府県達成状況報告書を提出する。

記

1 取組主体に対する助言・指導の状況

--

2 添付資料

- (1) 取組主体ごとの達成状況報告書(別紙様式第6号)
- (2) 別紙様式第7号ー① 都道府県目標達成状況一覧
- (3) 第10の2の(3)の規定に基づき改善計画書(別紙様式第8号)を提出させた時はその写し
- (4) 必要に応じて地方農政局長等が指示した書類

別記4 別紙様式第7号－①

〇〇農政局 都道府県目標達成状況一覧

事業実施〇年後

番号	都道府県名	取組主体	項目		事業実施 年度	事業実施 1 年後	事業実施 2 年後	事業実施 3 年後	合計	成果目標 達成状況 ※1	事業	事業費 (円)	負担区分			
					(○年度)	(○年度)	(○年度)	(○年度)					国庫補助 金(円)	都道府県 (円)	市町村 (円)	その他 (円)
			就農者数(経営体)	目標	-						第2の1の(1)の事業					
				実績							第2の1の(2)の事業					
			都道府県からの改善措置の有無及び内容										合計			
			就農者数(経営体)	目標	-						第2の1の(1)の事業					
				実績							第2の1の(2)の事業					
			都道府県からの改善措置の有無及び内容										合計			
			就農者数(経営体)	目標	-						第2の1の(1)の事業					
				実績							第2の1の(2)の事業					
			都道府県からの改善措置の有無及び内容										合計			
計			就農者数(経営体)	目標	-						第2の1の(1)の事業					
				実績							第2の1の(2)の事業					
													合計			

(別記 4 別紙様式第 8 号)

令和 年度地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業
(新規就農者誘致環境整備 (スマート農業導入就農型))
改善計画書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

(取組主体名)
(代表者名)

地域農業構造転換支援対策実施要綱 (令和 8 年 1 月 23 日付け 7 経営第 2081 号農林水産事務次官通知) 別記 4 の第 10 の 2 の (3) の規定に基づき、下記の改善計画を実施することとするので、報告する。

記

1. 成果目標が未達成である原因

--

2. 成果目標が未達成であることによる問題点

--

3. 改善するための取組

--

4. 改善のための推進体制

--

(別記 4 別紙様式第 9 号)

就農相談等全国データベース等利用権限委任状

年 月 日

委任を受ける者（就農支援員）

氏名 _____

所属 _____

住所 _____

生年月日 _____

e-mail _____

電話番号 _____

上記の者に、下記のことを委任する。

記

- ・ 就農相談等全国データベース（新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和 3 年12月20日付け 3 経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記 4 の第 4 の 2 の（1）のデータベースをいう。）の閲覧及び市町村就農相談カルテ・参入相談カルテ（以下「カルテ」という。）の入力業務や情報管理。
- ・ 農業委員会サポートシステム（農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年 2 月 6 日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 4 の（5）のシステムをいう。）の閲覧。

なお、委任を受けた者は、就農相談等全国データベースやカルテの個人情報については、市町村の定めるところにより適切な管理を行うものとする。

〇〇市町村長 〇〇 〇〇

注：就農支援員が市町村の職員である場合は、本委任を要しない。

(別記 4 別紙様式第10号)

**スマート農業研修教育環境整備事業
(新規就農者誘致環境整備（スマート農業導入就農型）)
に係る個人情報の取扱いについて**

第 1 総論

本事業において作成し、データベースに登録される就農前後の者及び就農支援員についての個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定及び取組主体が定める個人情報保護規定に基づき適切に対応する必要がある。

また、第 2 に掲げる用途において、個人情報の記入や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の同意を得ることにより、本事業を実施すること。

第 2 本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いにおいて本人に同意を得る場合は、以下のとおりとする。

- 1 取組主体、都道府県や市町村等の関係機関において、就農前後の者の情報を共有することにより、支援対象者が就農に至るまでの間の丁寧なフォローアップ活動に利用すること。
- 2 国の新規就農者確保の政策目標の実現に向けた取組状況の確認及びフォローアップ活動に利用すること。
- 3 1 及び 2 の実施に伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

第 3 同意を得る方法の例

個人情報の取扱いに関して、同意を得る方法は、以下のとおりとする。

- 1 支援対象者に対する相談対応・指導の実施において、「個人情報の取扱い（別紙様式例。以下この別記において同じ。）」を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名させ、回収する。
- 2 支援対象者に対し、農業就業体験・現地見学会の際に、配付資料として「個人情報の取扱い」を配付し、アンケート結果等と併せて提出してもらう。
- 3 「個人情報の取扱い」において追加すべき事業等、関係機関がある場合は記入すること。

(別紙様式例)

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

スマート農業研修教育環境整備事業（新規就農者誘致環境整備
（スマート農業導入就農型））に係る個人情報の取扱いについて

取組主体（〇〇〇〇（※協議会の場合は、全ての構成員））は、スマート農業研修教育環境整備事業（新規就農者誘致環境整備（スマート農業導入就農型））の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、取組主体は、本事業による支援対象者が就農へ至るまでの間のフォローアップ、先輩農業者への連絡調整、国等への報告等で利用するとともに、本事業の実施のために、必要最小限度内において次の関係機関（注）へ提供します。

なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のため連絡を行う場合があります。

関係機関 （注）	国、農業人材確保推進事業（新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記5の事業をいう。）の第3の事業実施主体及び事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県、農業経営・就農支援センター、都道府県から農業経営・就農支援センターに係る業務の一部を委託された者、農業経営・就農支援センターに登録された専門家、都道府県農業委員会ネットワーク機構、市町村、農業委員会、農業協同組合連合会、都道府県農業会議、都道府県農業法人協会、土地改良区、農地中間管理機構、普及指導センター、株式会社日本政策金融公庫、誘致体制への参画機関（農業協同組合、〇〇、〇〇）（※その他追加する機関があれば明確にすること）
-------------	---

※ 本事業以外の事業等に個人情報を利用する場合は、その旨を追記し、上記関係機関の例に倣って、当該事業等の名称を明確にすること。

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

令和 年 月 日

氏名

(別添)

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第1 取組の趣旨

事業実施主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「環境負荷低減のチェックシート」（別紙参考様式）に記載の各取組を実施することとする。

第2 環境負荷低減チェックシートの提出

- 1 本事業の各取組主体は、環境負荷低減のチェックシートの項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。
- 2 各取組主体は、事業実施計画書中の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県に提出すること。
また、実績報告の際は、環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、当該チェックシートを都道府県に提出すること。
- 3 都道府県は、全ての取組主体からチェックシートを収集し、地方農政局長等に提出すること。
- 4 地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、当該チェックシートを経営局長に提出すること。
- 5 環境負荷低減のチェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

第3 主な環境関係法令の遵守

各取組主体は、環境負荷低減のチェックシート中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

- | |
|--|
| <p>(1) 適正な施肥</p> <ul style="list-style-type: none">・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等 <p>(2) 適正な防除</p> <ul style="list-style-type: none">・農薬取締法（昭和23年法律第82号）・植物防疫法（昭和25年法律第151号）・医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）等 <p>(3) エネルギーの節減</p> <ul style="list-style-type: none">・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等 <p>(4) 悪臭及び害虫の発生防止</p> <ul style="list-style-type: none">・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号） |
|--|

号)

- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

（5）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

（6）生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

（7）環境関係法令の遵守等

- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）等

(別記4 別紙参考様式)

環境負荷低減のチェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名：_____
 組織名・代表者氏名：_____
 住所：_____
 連絡先：_____

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)		申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
①	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐	⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	⑧	☐	資源の再利用を検討	☐
②	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	☐		申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)	⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない ☐ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐	⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	☐		申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐	⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)	⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない ☐ ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐	⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて> ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。 ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。 注 ※の記載内容に「該当しない」場合には（該当しない ☐ ）にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。				⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない ☐ ） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
				⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

市町村就農相談カルテ



整理番号		初回登録年月日		最終更新年月日	
相談形態		電話		面接	
				手紙	
				Eメール	
				その他	

就農相談員情報

氏名	
所属組織・団体名	
電話番号	
メールアドレス	

1 新規就農者基本データ

フリガナ															
氏名															
住所	〒					都道府県					市区町村				
	(町名番地)														
連絡先	電話番号 1					電話番号 2									
	電子メールアドレス														
生年月日					(満 歳)	性別		男性		女性		その他			
職業		会社員		自営業		学生		農業従事者							
		公務員		団体職員		パート・アルバイト		退職自衛官							
		無職		その他											
本人年収	百万円				世帯年収	百万円									
家族状況	配偶者の有無		無し		有り	子供の有無		無し		有り					
	子供の人数・年齢														
	家族の同意		同意有り・協力有り		同意有り・協力無し		同意無し・協力無し								
資格等	運転免許		有り(MT)		有り(AT限定)		大型特殊(農耕車限定含む。)								
			無し(取得意欲有り)		無し(取得意欲無し)										
	その他資格														
	特技・技能等														
出身地	都道府県														

2 農業との関わり・経験等

農業との関わり		両親が農家		両親は農家ではないが、祖父母が農家			非農家
		その他					
	農地の所有・営農状況 (両親が農家、両親は農家ではないが、祖父母が農家を選択した場合、両親又は祖父母の農地の所有・営農状況を記載)						

農作業の経験		農作業の経験無し			農業体験程度	
		実家や親戚等の手伝い程度			学校の実習程度	
		研修中			研修済み	
	「研修中」、「研修済み」を選択した場合、以下を記載					
	研修機関名					
	研修期間、研修内容					
		農業法人等で農作業に従事				
	「農業法人等で農作業に従事」を選択した場合、以下を記載					
	勤務先名称					
	勤務年数、勤務内容					
	家庭菜園や市民農園をやっている					

農業教育の経験		無し		農業高校(総合高校含む)			大学の農学部等
		道府県立の農業大学校					農業専門学校等
		その他					

日本農業技術検定		学科	級	実技	級
----------	--	----	---	----	---

3 就農準備情報について

1) 就農準備を行う都道府県、市町村

都道府県	市区町村
------	------

2) 動機と課題

当市区町村に関心を持ったきっかけ	
移住・就農に向けた課題	

3)必要とする情報

	農業をはじめる手順		栽培する品目の選択について
	農業をはじめる地域の選択について		農業体験・見学会の開催情報
	農業を学べる学校・研修の情報		国や自治体の支援情報
	農業法人等の求人情報		新規就農者の事例
	農地情報		
	その他		

4)就農を意識した動機

5)どんな農業をしてみたいか

6)関心のある事項

	有機栽培・減農薬栽培		水耕栽培		観光農園
	加工品の製造・販売		輸出		農家レストラン
	農家民泊		スマート農業		わからない
	その他				

7)就農希望地

第1希望	都道府県				市町村	
	住居の確保について					
		現住所で対応可能		転居が必要(確保見込み有り)		転居が必要(確保見込み無し)
第2希望	都道府県				市町村	
	住居の確保について					
		現住所で対応可能		転居が必要(確保見込み有り)		転居が必要(確保見込み無し)
第3希望	都道府県				市町村	
	住居の確保について					
		現住所で対応可能		転居が必要(確保見込み有り)		転居が必要(確保見込み無し)

8)希望作目

第1希望		稲作		麦類作		雑穀・いも・豆類		茶・たばこ等
		露地野菜		施設野菜		果樹		露地花き・花木
		施設花き・花木		その他作物				
		酪農		肉用牛		養豚		養鶏(採卵鶏)
		養鶏(ブロイラー)		その他畜産				
第2希望		稲作		麦類作		雑穀・いも・豆類		茶・たばこ等
		露地野菜		施設野菜		果樹		露地花き・花木
		施設花き・花木		その他作物				
		酪農		肉用牛		養豚		養鶏(採卵鶏)
		養鶏(ブロイラー)		その他畜産				
第3希望		稲作		麦類作		雑穀・いも・豆類		茶・たばこ等
		露地野菜		施設野菜		果樹		露地花き・花木
		施設花き・花木		その他作物				
		酪農		肉用牛		養豚		養鶏(採卵鶏)
		養鶏(ブロイラー)		その他畜産				

9)就農形態

	農業法人等で働きたい									
	働き始める時期		すぐにでも		1年以内		3年以内		未定	
	希望する雇用形態			正社員		契約社員		パートタイム		
	将来の希望		勤務先でずっと勤めたい							
			将来は独立したい			独立までの想定年数				
			わからない							
	希望年収									
	重視する雇用環境		週休2日			長期休暇がとりやすい			残業が少ない	
			定期的な昇給			育成プログラムが優れている			社会保険	
		その他								

	自分で農業経営を始めたい								
	経営を始める時期		すぐにでも		1年以内		3年以内		5年以内
			未定						
	用意できる自己資金								
	研修の希望		希望無し		希望有り				
	経営開始時の労働力		単独		家族・パートナー				
		その他							

	親・親戚等の農業経営体で働きたい
--	------------------

	独立に向けて研修したい				
	希望する研修方法		就農予定地の研修プログラムに参加		農業大学校・専修学校で学ぶ
			就農予定地の農業者の下で研修		農業法人で働きながら研修
			仕事をしながら研修		オンライン研修
希望する研修期間					

	経営を継承したい						
	経営継承後の意向 (経営参画等)		全て継承		一部継承		他の作目で継承
			その他				

	未定
--	----

	その他	
--	-----	--

4 相談内容等

1)相談区分

	農地		住居・施設		研修
	自治体受入支援		資金		農業法人等からの相談 (求人を含む。)
	雇用就農希望者からの相談		その他		

2)相談内容

--

3)申し送り事項

--

4) 紹介先

	農地中間管理機構		農業協同組合		農業法人
	その他				

5 就農支援情報

1)研修支援

施設・法人名	
研修期間	
研修内容	
施設・法人名	
研修期間	
研修内容	

2)就農希望者の支援ニーズ

	市町村独自の研修		就農計画作成サポート
	農地、施設・機械のあっせん		販路確保、販路開拓に向けた支援
	地元農家や地域住民との交流促進の取組		生活に関わる支援（住居のあっせん・手当、子育て支援等）
	その他		

3)農地支援

必要な農地の種類		田		畑（露地野菜）		
		畑（施設野菜）		畑（樹園地）		
		畑（その他（花き））		有機栽培等		
		その他（採草放牧地）				
必要な農地の面積	㎡					
取得希望時期		すぐにでも		1年以内		1年超3年以内
		3年超5年以内		その他		
希望借受期間		5年未満		5年超10年未満		10年超20年未満
		20年以上				
農地支援 対応状況						

4）家畜導入支援

必要な家畜 A	種類		頭羽数	
必要な家畜 B	種類		頭羽数	
必要な家畜 C	種類		頭羽数	
必要な家畜 D	種類		頭羽数	
対応状況				

5）設備支援

必要な施設・設備 A	施設名			
	規模		面積	
必要な施設・設備 B	施設名			
	規模		面積	
必要な施設・設備 C	施設名			
	規模		面積	
必要な施設・設備 D	施設名			
	規模		面積	
対応状況				

6）機械支援

必要な機械 A	型式、性能		台数	
必要な機械 B	型式、性能		台数	
必要な機械 C	型式、性能		台数	
必要な機械 D	型式、性能		台数	
対応状況				

7）継承支援

移譲時期		1～2年後		5年以内		5～10年未満		10年超
------	--	-------	--	------	--	---------	--	------

継承したい資産（農地）		田		畑（露地野菜）
		畑（施設野菜）		畑（樹園地）
		畑（その他（花き））		有機栽培等
		その他（採草放牧地）		

継承したい家畜 A	種類		頭羽数	
継承したい家畜 B	種類		頭羽数	
継承したい家畜 C	種類		頭羽数	
継承したい家畜 D	種類		頭羽数	

継承したい施設・設備 A	施設名			
	規模		面積	
継承したい施設・設備 B	施設名			
	規模		面積	
継承したい施設・設備 C	施設名			
	規模		面積	
継承したい施設・設備 D	施設名			
	規模		面積	

継承したい機械 A	型式、性能		台数	
継承したい機械 B	型式、性能		台数	
継承したい機械 C	型式、性能		台数	
継承したい機械 D	型式、性能		台数	

継承したい資産（施設・設備及び農業用機械）の取得方法		所有権移転（有償）		リース（所有権移転付）
		リース（所有権移転なし）		所有権移転（無償譲渡）

継承したい資産（施設・設備及び農業用機械）のリース期間		5 年未満		5 年超10年未満
		10年超20年未満		20年以上

対応状況	
------	--

6 初期経営情報

1) 就農状況

	新たに農業経営を開始		親とは別に新たな部門を開始		親の農業経営を継承	
	雇用就農	(雇用就農の法人名)			親元就農	(継承予定年月日)
	第3者継承					

2) 認定新規就農者認定の有無

	無し		有り
--	----	--	----

3) 経営区分

	法人		個人		任意団体		その他
--	----	--	----	--	------	--	-----

4) 農業地域類型区分

①主たる営農地域			都市的地域		平地農業地域		中間農業地域		山間農業地域
②主たる営農地域			水田型		田畑型		畑地型		

5) 営農作物等

作目名	作付面積	生産量

6) 経営規模

経営耕地の区分		田		畑（露地野菜）	
		畑（施設野菜）		畑（樹園地）	
		畑（その他（花き））		有機栽培等	
		その他（採草放牧地）			
所有面積		m ²	借入面積	m ²	
作業受託	作目名				
	作業内容				
	実績	(作業面積または収穫量等)			
施設	施設名		機械	機械名	
	規模			形式、性能	
	面積			台数	
常時飼養家畜		種類		頭羽数	
農業従事者情報	農業従事者数			常時雇用者数	
	短期雇用者数			農業従事日数	

7)直近年の収支状況

個人		法人	
農業収入(A)		営業利益・収益(a)	
農外収入(A)		営業外利益・収益(b)	
農業支出(B)		営業外費用(c)	
農外支出(B)		経常利益a+(b-c)	
農業所得①(A-B)		税引後当期利益	
農外所得①(A-B)		農業に係る直近年売上高①	
所得合計②		法人の直近年の売上高②	
農所得割合(①/②)		農業所得割合(①/②)	

8)個人・法人の経営概要(要約)

9)支援制度活用状況等

青年等就農資金の借入		無し		有り
経営発展支援事業		無し		有り
経営発展支援事業のうち 生活資金		無し		有り
上記以外の支援制度				

法人化希望の有無		無し		有り
----------	--	----	--	----

青色申告の有無		無し		有り
---------	--	----	--	----

農業保険加入状況		無し		収入保険		農業共済
		その他				

農業経営改善計画		無し		有り
----------	--	----	--	----

経営・資金に関する支援状況

技術上の課題

主な販路

販路の課題

技術・販売に関する支援状況

JA加入状況

JA加入の有無	☐	無し	☐	有り
青年部等加入の有無	☐	無し	☐	有り
生産部会加入の有無	☐	無し	☐	有り
生産部会名称				

その他のネットワーク加入状況

地域ネットワークに関する課題

地域ネットワークに関する支援状況

生活に関する課題

生活に関する支援状況

事務局記載欄

参入相談カルテ

秘

整理番号		初回登録年月日		最終更新年月日	
------	--	---------	--	---------	--

1 希望法人の情報

フリガナ								
法人名								
フリガナ								
代表者氏名								
法人番号			法人設立年月日	西暦 年 月 日				
フリガナ			担当者職 担 当 者 部 署 ・ 役 職					
担当者氏名								
住 所	〒	都道府県		市区町村				
	(町名番地)							
連絡先	電話番号1			電話番号2	(FAX番号等)			
	電子メールアドレス							
主 な 業 務 内 容								
業 態	☐	製造業	☐	建設業	☐	卸売業・小売業	☐	飲食業・宿泊業
	☐	運輸業	☐	情報通信業	☐	医療・福祉	☐	教育・学習支援業
	☐	農業	☐	林業	☐	漁業	☐	金融・保険業
	☐	鉱業	☐	不動産業	☐	複合サービス事業		
	☐	電気・ガス・熱供給・水道業			☐	サービス業（他に分類されないもの）		
	☐	その他	(その他の内容)					
資 本 金				円				
従 業 員 数	従業員数				名			
	うち農作業従事予定者数				名			

2 相談事項

☐	農業への参入方法	☐	農業参入への心構え
☐	農業参入にあたっての支援策（活用できる融資、補助事業等）		
☐	農地所有適格法人の要件	☐	農地リース方式の要件
☐	農地の確保方法（購入）	☐	農地の確保方法（借受け）
☐	認定農業者制度	☐	定款、事業実施計画の策定等
☐	農畜産物等の販路	☐	協力先農業者の紹介
☐	栽培作物の選定、栽培技術	（作物の品目名）	
☐	その他（その他の内容）		
備考		（例：有機農業で参入したい等）	

3 農業の知識・経験

法人としての農業の知識	☐	無し	☐	有り
法人としての農作業の経験	☐	無し	☐	有り
経営者個人又は担当者の農業の知識	☐	無し	☐	有り
経営者個人又は担当者の農作業の経験	☐	無し	☐	有り

4 農業への参入目的

☐	新たな事業展開	☐	販売物・加工用原料の自社生産
☐	地域貢献・社会貢献	☐	農福連携（障がい者雇用）
☐	従業員・機械等の有効活用（周年雇用等）	☐	特になし
☐	その他（その他の内容）		

5 参入に向けての状況

☐	具体的な参入計画あり。すぐに参入したいので農地を紹介して欲しい。	
☐	参入を計画中。条件（農地、パートナーなど）が合致するところを探したい。	
☐	参入を検討中。条件（農地、パートナーなど）が合致するところがあれば参入したい。	
☐	参入を検討するための情報を収集したい。	
☐	その他	（その他の内容）

6 「農業参入フェア」（相談会）について

☐	国主催のフェアに参加したことがある
☐	都道府県等主催のフェアに参加したことがある
☐	参加したことはない

7 農地所有適格法人について

☐	要件を知っている	☐	聞いたことはあるが、要件は知らない	☐	知らない
--------------------------	----------	--------------------------	-------------------	--------------------------	------

8 農地中間管理事業について

☐	制度を知っている	☐	聞いたことはあるが、制度は知らない	☐	知らない
--------------------------	----------	--------------------------	-------------------	--------------------------	------

9 農業への将来構想

☐	将来は本業としていきたい	☐	本業を補足する部門としたい	☐	特になし
☐	その他 （その他の内容）				

10 農業への参入形態

☐	事業拡大（農業部門の設立等）	☐	新法人・子会社の設立
☐	農業支援サービスの実施		
☐	その他 （その他の内容）		

備考	
----	--

11 希望する作目・規模

種類		品目名・品種名等	経営規模(作付面積・飼養頭数等)
☐	稲作		
☐	麦類作		
☐	雑穀・いも・豆類		
☐	工芸農作物		
☐	露地野菜		
☐	施設野菜		
☐	果樹類		
☐	露地花き・花木		
☐	施設花き・花木		
☐	その他の作物		
☐	酪農		
☐	肉用牛		
☐	養豚		
☐	養鶏(採卵)		
☐	養鶏(ブロイラー)		
☐	その他畜産		
☐	特になし・未定		

12 参入を希望する地域

	都道府県	市町村
	都道府県	市町村
	都道府県	市町村

13 農地等について

必要な農地等の種類	☐	田	☐	畑（露地野菜）	☐	畑（施設野菜）
	☐	畑（樹園地）	☐	畑（その他）		
	☐	その他（採草放牧地等）				
	備考（水耕するのか、土地を耕作するのか）					

必要な農地の面積	m ²
----------	----------------

農地等の取得方法等	☐	買いたい	☐	借りたい（賃貸借）
	☐	借りたい（使用賃借）	☐	農作業の受託
	☐	経営の受託（施設、機械等の資産を含む）		☐ 未定

農地の希望買入価格	円	農地の希望賃料	円/10a
-----------	---	---------	-------

取得希望時期	☐	すぐにでも	☐	1年以内
	☐	1年超3年以内	☐	3年超5年以内
	☐	その他（その他の内容）		

希望借受期間	☐	5年未満	☐	5年超10年未満
	☐	10年超20年未満	☐	20年以上

継承を受けたい資産 （施設・設備）	
----------------------	--

継承を受けたい資産 （農業用機械）	
----------------------	--

継承を受けたい資産 の取得方法	☐	所有権移転（有償）	☐	所有権移転（無償譲渡）
	☐	賃借（有償）	☐	その他

備考	
----	--

14 農業支援サービスについて

農業支援サービスの提供	☐	行う	☐	行わない	☐	検討中
-------------	--------------------------	----	--------------------------	------	--------------------------	-----

サービスの分類	☐	農作業受託	☐	機械設備のリース・レンタル、シェアリング		
	☐	農業現場への人材供給		☐	データ分析	
	☐	その他	(その他の内容)			

主なサービスの内容	(例) ドローンによる農薬散布、自動操舵トラクターのリース 等
-----------	---------------------------------

15 サービスの対象作物

☐	稲作	☐	麦類作	☐	雑穀・いも・豆類	☐	工芸農作物
☐	露地野菜	☐	施設野菜	☐	果樹類	☐	露地花き・花木
☐	施設花き・花木	☐	その他の作物	(具体的作物名等)			
☐	酪農	☐	肉用牛	☐	養豚	☐	養鶏(採卵)
☐	養鶏(ブロイラー)	☐	その他畜産	(具体的畜種名等)			

16 受託可能な農作業

☐	耕起・代掻き(田)	☐	田植え	☐	収穫・調製	☐	耕起・整地(畑)
☐	播種・定植	☐	除草	☐	防除	☐	整枝・剪定
☐	受粉・摘果	☐	育苗	☐	保全管理		
☐	その他	(その他の内容)					

17 受託可能な時期

--

18 サービスを提供する地域

都道府県	市町村
都道府県	市町村
都道府県	市町村

19 相談内容

--

20 その他の特記事項

--

21 申し送り事項

--

22 紹介先

☐	農地中間管理機構	☐	農業協同組合	☐	農業法人
☐	その他				